



(大垣市 12月議会報告) 介護保険料を34000円に値上げか...

介護保険料や利用料の減免制度を！

今年には介護保険事業計画の見直しの年で、介護保険運営協議会で検討されてきました。そしてこの十二月議会で介護保険料の基準額(案)が明らかになりました。大垣市の第一号被保険者の基準額が三四〇九円となり、現行の二九六〇円を四四九円もアップすることになります。労厚省調査によると全国平均で一人あたり月三千二百四十一円と見込んでいます。大垣市の場合全国平均より高く、値上げ額も大きいです。大垣市の介護保険料の未収納者は第2段階の市民税非課税世帯が一番多く、益々滞納者が増えるのではと危惧されます。また、西濃地域の中で大垣市の保険料が一番高くなっており、益々地域格差が出てきています。来年の三月議会で決定されることになり、これに向けて値上げ反対の声を上げていくことが大切です。

一方、利用料は介護費用の一割負担となっているため、要介護5で最高三五八三〇円の負担となりますが、ある調査によると、多くの人は一万円の範囲に負担を抑えているとのこと。これでは必要に応じた介護提供ではなく、支払えるお金の額で介護の質が決まるといえるのはいかなるものでしょうか。

共産党は低所得者への保険料減免とともに、せめて在宅四サ―ビス(訪問介護、訪問看護、通所リハ、通所介護)の利用料の減額を求めています。